

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」 に対する関西広域連合意見

1 国出先機関原則廃止の基本的考え方

○ 政府方針「国出先機関の原則廃止」に対応する関西広域連合

国出先機関の原則廃止(抜本的な改革)は、閣議決定を経た政府の方針であり、関西は自らその受け皿となる広域連合を設立するなど、政府と連携をしながら真摯に取り組みを進めてきた。

○ 丸ごと移管により実現

国と地方の二重行政を解消し、地域における課題を地域自らの意思と責任で解決するとともに、事務の仕分けにいたずらに時間を費やし、とん挫してきたこれまでの改革の轍を踏まないためにも、関西は国出先機関の‘丸ごと’移管を求めてきた。

改革の目的は、住民に身近な行政ができる限り地方に委ね、地域における行政を地方が自主的かつより総合的に実施できるようにすることにある。そのためには、受け皿となる組織の自主性及び自立性が十分に發揮されることが肝要となる。

○ 事務区分や国の関与については柔軟に対応

一方で、移管対象となる国出先機関の事務等が、関西をはじめ移管を受けようとする地域以外では、当分の間、引き続き国の事務となることから、関係各省等の意見も踏まえ、原則として法定受託事務とすることや、地方自治法の範囲で最低限の国の関与を設けることについては、柔軟に考えている。

○ 関係各省は改革の本来の目的を見失っているのか

しかるに、今回提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」に対する関係各省の意見のなかには、構成団体からの事務の持ち寄りの義務づけ、所管大臣の指示に従わない場合の裁判を経ない代執行や、特定広域連合職員への直接的な指揮命令などを求めるものがある。

○ 政府の果敢なリーダーシップを

このような各省の意見は、地域の自主性や自立性を全く尊重しておらず、我々として到底容認できるものではない。政府としては、改革本来の目的を見失うことなく、政治的なリーダーシップを発揮し、今国会での法律案提出に向け、早急に取り組みを進めていただくようお願いする。

2 改革を進めるための留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

- (1) 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。
- (2) 移譲の例外事務は最小限とし、例外とする事務がある場合も本省に引き上げるべき。
- (3) 事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべき。
法律で持ち寄りを義務づけ、事務等移譲計画の認定を左右するようなことがあってはならない。
- (4) 国の関与は、地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものとすること。
機関委任事務の復活は認めない。
- (5) 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。
- (6) 緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。
- (7) 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。
また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

改革を進めるための留意点（詳細）

（1） 移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

- 「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）（略）」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。

（2） 移譲の例外

移譲の例外事務は最小限とし、例外とする事務がある場合も本省に引き上げるべき。

- 移譲対象事務とする事務は、「経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする」とあるが、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」にあるように、移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲とすることを基本とすること。
- 仮に、例外とする事務がある場合も最小限とし、本省へ引き上げること（移譲対象となる出先機関は廃止すること）。
- 政令への委任を改革先送りの口実にされないよう、移譲対象となる事務等の根拠を定める法律名を網羅的に記載するなどの取扱いとすること。

（3） 事務の持ち寄り

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべき。

法律で持ち寄りを義務づけ、事務等移譲計画の認定を左右するようなことがあってはならない。

- 事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的な内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。
- 持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されることはあってはならない。

(4) 国の関与

国の関与は、地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものとすること。機関委任事務の復活は認めない。

- ◆ 国の関与については、所管大臣が「政令で定めるものに關し、政令で定めるところにより、必要な関与」をすると能够ると規定されているが、関与の程度は、現行の地方自治法が規定する範囲とし、必要最小限のものとすること。
- ◆ 「特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）（略）」の「政令で定める事務」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであってはならない。

(5) 広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

- ◆ 特定広域連合委員会への意見聴取（8②）、移譲事務等補佐役の設置（8③）など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。
- ◆ 特に、移譲事務等補佐役は「事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする」とあり、同補佐役は1名でよいのか、移譲対象となる特定地方行政機関ごとに複数設置を義務づけるのか不明。
- ◆ 移管後においては、特定地方行政機関ごとの組織や現在の広域連合の事務局を超えて、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることはないと考えて良いか。

(6) 緊急時対応

緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。

あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

- ◆ 大規模災害等の非常事態の場合においては、特定広域連合の長から移譲対象特定行政機関を管轄していた行政機関の長、その他の関係機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請できること。

(7) 財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

- ◆ 「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。
- ◆ 財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。